

黒石団地区公民館の運営規則

(目的)

第1条 黒石団地区公民館（以下「公民館」という）は、黒石団地区住民（以下「地区住民」という）の教育、学術及び文化に関する事業を行い、また生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与し、住民相互の親睦を推進することを目的とする。

(運営)

第2条 公民館主事は、規則に定める公民館長と連帯して公民館の管理運営を総括する（自治会規約第11条6項）

2 公民館主事は公民館の事務手続き、施設管理、維持管理を行う。

3 公民館長による許認可事項（本規則第4条4、5項及び第7条（6）（7））については公民館主事が代行する。

(使用の順位)

第3条 公民館の使用順位を次のように定める。

第1順位 地区住民の公的な使用

第2順位 地区住民の諸会合での使用

第3順位 学習塾等事業者の使用

第4順位 その他

(休館日、使用条件)

第4条 公民館の休館日は、年末年始（12月31日から1月5日まで）、ゴールデンウィーク（5月3日から5月5日まで）、盆休み（8月13日から8月15日まで）及び毎週月曜日とする。

2 公民館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。

3 夜間（午後6時から9時）の管理については、使用が終了した時点で閉館とする。

4 公民館の使用を希望する団体及び個人（以下「使用者」という）は、所定の申込書に記入し、公民館長の許可を得ることとする。

5 休館日及び使用時間外の使用が必要な場合は、事前の届け出により公民館長の許可を得ることとする。

(使用料)

第5条 地区住民の公的な使用の場合は無料とする。公的とは、自治会規約第1条2項に掲げる活動内容をいう。

2 以下の各項については有料とする。

(1) 地区住民の葬祭での使用料は1日につき20,000円とする。

(2) 地区住民の各種サークルの使用料を別表1に示す。各種サークルとは、その活動が第1項の公的な活動に当たらない団体を言う。

地区外の利用者の使用料は、別表1の1.5倍とする。

3 学習塾等事業主体主催の使用料は以下の通りとする。使用時間の最初の2時間は、1階の場合2,000円、2階の場合1,400円とし、それ以降1時間超えるごとに各階とも500円を加算する。

4 前2項及び3項以外の使用が発生した場合は、別表1の料金を参考として公民館長が別途定める。

(使用料の支払い)

第6条 公民館の利用者は使用料を毎月月末最終日(最終日が月曜日の場合は、火曜日)までに公民館主事に支払うこととする。

(公民館使用心得)

第7条 公民館の利用者は次の(1)から(7)を守ることとする。

- (1) 公民館は私達区民のものであることを自覚し、使用する際は施設・備品を大切に扱うこと。
- (2) 使用後の整理整頓、清掃を行なうとともに、不用品の処理等を完全に行なうこと。
- (3) 特に火気の後始末や、ガス・水道の元栓締め忘れ、空調機・照明灯・TV等の消し忘れがないように十分点検すること
- (4) 使用責任者は、施設・備品等の損傷、紛失、火災等について全責任を負うものとする。
- (5) 使用責任者は、備え付けの記録簿(日誌)に必ず所定事項を記入すること。
- (6) 使用にあたっては、事前に公民館使用願い(公民館備え付けの所定様式)を提出し、公民館長の許可を得ること。
- (7) あらかじめ、電話により使用許可を得ていても、その後必ず公民館使用願いを記入し、提出すること。

(改廃の手続き)

第8条 この規則は役員会の議決を経て、総会の承認を得なければ変更することはできない。

別表1

使用室	使用時間帯	使用料
1階 会議室(フロア)	午前9時から午後9時	¥100/時間
1階 会議室(和室)	午前9時から午後9時	¥100/時間
2階 会議室(各室)	午前9時から午後9時	¥100/時間
調理室	午前9時から午後9時	¥200/時間

附則

この規則は、平成30年4月15日から施行する。なお、従前の「黒石団地区公民館の運営について」は、廃止する。